

第3章 計画の基本理念等

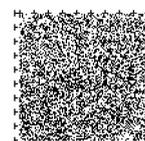
1. 基本理念

本市の最上位計画である総合計画では、「活力あふれるまち ふれあいのまち」を将来像に定め、市民一人ひとりがそれぞれのステージで活躍し、地域で協力し、支え合い、すべての市民の人権が尊重され、笑顔で安心して健康に暮らせるまちの実現を目指しています。

総合計画にあるように、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮しながら自己実現につながる共生社会^(*)の実現が必要です。

本計画では、第2期障害者計画で定めた「ふれあいのまち やさしいまち いわで」の基本理念を引き継ぎつつ、障害のある人をめぐる環境の変化に対応しながら、共生社会^(*)の実現により、誰もが笑顔で、個性と能力を最大限発揮しながら自己実現がかなえられるまちを目指します。

ふれあいのまち やさしいまち いわで



2. 基本目標

基本理念である「ふれあいのまち やさしいまち いわで」の実現に向け、以下の3つの基本目標を掲げ、計画を推進していきます。

基本目標1 人権尊重のまちづくり

障害のある人一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるためには、すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が必要です。

障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のない人も含め、地域の様々な人たちの交流の促進と助け合いの心の育成に努めます。

基本目標2 必要な支援が受けられる体制づくり

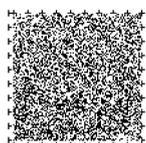
全国的に少子高齢化が進む中、障害のある人の高齢化も進んでおり、また障害のある人の重度化・障害の多様化から、障害特性等に配慮したきめ細かい支援が必要です。

障害のある人一人ひとりが抱える不安や悩み、問題等を解消するため、相談体制や情報提供の充実を図るとともに、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行います。また、障害のある人が必要な時に必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう、障害福祉サービスをはじめ、保健サービスや医療サービスなど、障害のある人の日常生活を支える各種サービスの確保と体制の整備に努めます。

基本目標3 社会参加と自己実現のまちづくり

障害のある人は社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければなりません。

障害のある人のアクセシビリティ^(*)向上の環境整備を図っていきます。



3. 計画の体系

基本施策	取組
1. 啓発・広報、理解	(1)障害のある人に対する理解、差別解消の推進
	(2)地域の支え合い、ボランティア活動等の推進
2. 自立した生活の支援	(1)相談支援体制・意思決定支援の充実
	(2)生活支援サービスの充実
	(3)権利擁護の推進
	(4)介助者支援の充実
3. 保健・医療	(1)保健事業の推進
	(2)医療サービスの充実
4. 教育・療育、生涯学習	(1)教育・療育の充実
	(2)生涯学習の充実
5. 雇用・就労	(1)一般就労に向けた支援
	(2)福祉的就労の推進
6. 安心・安全	(1)生活環境の整備
	(2)住まいの確保
	(3)防犯・防災対策
	(4)人材の確保・育成

